

## 第31回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月10日(火) 午前9時00分から午前10時36分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 18名

4. 出席委員 17名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	12	寺田 勝典	委員	9	勝井 麻有美
副会長(会長職務代理者)	18	今井 百合	委員	10	奥村 淳子
委員	2	福永 克哉	委員	11	奥村 喜美子
委員	3	緩利 哲治	委員	13	黄瀬 忠幸
委員	4	曾我 秀美	委員	14	植西 良隆
委員	5	中本 芳美	委員	15	林田 清光
委員	6	福野 憲二	委員	16	鍋家 善幸
委員	7	森地 良彦	委員	17	山川 芳範
委員	8	山崎 容子			

5. 欠席委員 議席 1番 藤井 利徳 委員

6. 議長 議席12番 寺田 勝典 会長

7. 議事録署名委員 議席11番 奥村 喜美子 委員  
議席13番 黄瀬 忠幸 委員

## 8. 総会

### 1) 開会

### 2) 市民憲章唱和

### 3) 会長挨拶

### 4) 議事録署名委員の指名

### 5) 議事

○議案第138号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第139号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第140号 甲賀農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処分報告について

### 6) 協議・報告事項

○協議事項

○事務局報告事項

### 7) 閉会

## 9. 事務局出席者（4名）

局長 小西 征義

局長補佐 西田 輝彰

係長 吉澤 真子

係長 澤田 均

## 10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは、議事の進行をさせていただきます。  
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席1番藤井利徳委員の1名で、遅参の届出、早退の届出は、ございません。よって、ただ今の出席委員は17名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。  
続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席11番奥村喜美子委員と議席13番黄瀬忠幸委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

議長 それでは、議事に入ります。  
最初に、議案第138号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
はじめに、3条調書、整理番号74について、審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号74番について説明します。  
調書は3ページ、参考図は1ページから2ページまでです。  
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は相続により農地取得したものの、これまでから地域の組合が耕作しており、自らは耕作をしていない中、消費する米は自分自身で生産したいと考え、農地取得を希望する譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、会社を営む傍らで、居所にほど近い当該地で、水稻の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保するほか、必要な農機具を調達するなど、身の丈にあった耕作体制を整えられることから、営農に支障ないものと考えます。  
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号74については、議席8番山崎委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番山崎です。3条調書、整理番号74番について説明します。事務局の説明の通りです。令和7年12月16日、岡崎推進委員と現地を確認いたしました。現状は田で引き続き耕作されるとのことですので、農地利用の最適化の推進に何ら問題はないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号7岡崎推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号7番岡崎です。事務局及び山崎農業委員の説明の通りです。譲受人の居宅から圃場までは数百メートルのところであり、将来は当該農地の一部を畑にして自家菜園をしたいと聞いており、農地利用の最適化の観点から支障なしと考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号74について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号74については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号75について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号75番について説明します。

参考図は3ページから4ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。本件は、去る12月総会で3条許可があったものと同一人であり、今回の該当地番の申請漏れがあったことから、改めて追加申請があったものです。前回のとおり、譲渡人は相続により農地取得したものの、高齢により農地の管理が行えないことから、新たに農地を取得し、耕作を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、勤務先での退職を迎えるにあたり、農業へ従事期間を十分に確保しながら、身の丈にあった耕作体制を取られるものであり、申請地にて果樹の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号75については、議席8番山崎委員、説明をお願いします

す。

担当農委 議席番号8番山崎です。3条調書、整理番号75について、事務局の説明のとおりです。令和8年1月7日に黄瀬推進委員と現地確認を行いました。農地利用の最適化の推進に支障はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 続いて、区域番号8番、黄瀬推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号8番黄瀬です。事務局並びに山崎農業委員の説明のとおりです。特に補足はありません。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺ひします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号75について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号75については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号76について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号76番について説明します。  
参考図は5ページから6ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。当該農地はこれまで地域の営農組織が耕作をしてきた一方で、譲渡人は遠方に居住しており、地域共同の保全管理などの参加が困難となってきたところ、今回、地域に住む譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、居所にほど近い当該地で、水稲の栽培を行う予定です。また、自身が営農組織の構成員でもあり、これまでから耕作されている農地であることから、今後の営農に支障はないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号76については、議席番号8番山崎委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番山崎です。3条調書、整理番号76について、事務局の説明の通りです。令和7年11月10日、黄瀬推進委員と現地を確認しました。現在、当該農地を営農組合が耕作され、今後も引き続き耕作されるということですので、農地利用最適化の推進に何ら支障はないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号8番、黄瀬推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号8番黄瀬です。事務局および山崎農業委員の説明のとおりです。地域が進める農地利用の最適化に何ら支障はないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号76について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号76については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号77について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号77番について説明します。  
調書は4ページ、参考図は7ページから8ページまでです。  
申請地は、農業振興地域内の青地農地及び一部北側が白地農地です。申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、宇治田原町でおよそ2ヘクタールの茶畑を管理し、碾茶、番茶などの生産・加工販売を行う、農地所有適格法人であり、他県他市町の新規農地を模索するなかで、今回、京都からの移動距離としても物流的にもよく、縁があった当該農地

で、茶の栽培を行う予定です。申請時における窓口のヒアリングにて、当該地は青地であるものの、長年耕作がされておらず、地面が締め固まっていることなど、農地の状況を十分理解したうえで着実に取り組む姿勢であることを確認しています。また、宇治田原町の耕作証明のとおり、茶業における作業実績もあることから、今後の営農に支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号77については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。3条調書、整理番号77について、事務局の説明のとおりですが、補足説明をします。令和8年1月5日、丸橋推進委員と申請者代理人、改良組合長、私、譲渡人で現地確認を行いました。譲受人抜きでは少し懸念がありましたので、再度日を改め、1月25日に現地確認を行いました。京都宇治田原から当該農地までは約40分ほどであるため、移動距離も適切であり、面積もまとまっており、譲受人からは大変意欲的なお話を聞かせていただきました。当該農地を拠点に、少しずつ茶畑を増やしたいとのこと。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 続いて、区域番号21丸橋推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号21番丸橋です。当該農地の譲受人からお茶に対する至極熱心なお話を聞かせていただき、さらに規模拡大を希望して、今回申請されたと伺っております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号77について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号77については、許可することに決定いたします。

- 議 長 続きます、3条調書、整理番号78について審議いたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号78番について説明します。  
参考図は9ページから10ページまでです。  
申請地は、農業振興地域外の白地農地です。申請地は不耕作であり、譲渡人はこれまで保全管理のみ行っていたところ、譲受人が申請地の東側隣接地にて住宅を建築することになり、併せて農地取得を希望されたため、所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、譲渡人の親族にあたり、今回居所にほど近い当該地で、野菜の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、親族の応援を得ながら自家消費用の野菜を栽培するにあたり、身の丈に合った耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。  
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号78については、議席9番勝井委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号9番勝井です。3条調書、整理番号78について、事務局からの説明のとおりですが、私からも現地確認の結果と意見を申し述べます。令和8年1月15日に、譲渡人と設計事務所の方の立会いのもと、中嶋推進委員と私で現地確認を行いました。譲渡人は、譲受人の祖父で、当該農地に隣接する市街化区域の空き地に孫の譲受人が新屋を建てるとのことです。当該農地は、畑として若い孫夫婦が家庭菜園される予定です。家庭菜園をしたいと農に関心を持ちながら祖父母の近くに孫夫婦が住まわれることも喜ばしいことだと思いました。また、周辺農地も特に支障ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 続いて、区域番号31中嶋推進委員、意見を申し上げます。
- 担当推委 区域番号31番中嶋です。勝井農業委員と現地確認に行きました。農地利用の最適化推進に支障はないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号78について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号78については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号79については、3条調書、整理番号80と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号79番、整理番号80番について説明します。  
調書は4ページから5ページ、参考図は11ページ、12ページです。  
申請地は、いずれも農業振興地域外の白地農地です。申請農地は譲受人それぞれの自宅隣接地であり、双方の農作業の利便性を考慮し、このたび譲渡人との土地交換による所有権移転について双方合意し、申請されました。申請地にてそれぞれに野菜の栽培を行う予定です。  
なお、整理番号80番はもう一方の土地交換であり、同様にこちらも申請地にて、野菜の栽培を行う予定です。  
申請内容を審査した結果、整理番号79番、整理番号80番のいずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号79及び80については、議席9番勝井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番勝井です。3条調書、整理番号79番と80番について、事務局からの説明の通りですが、私からも現地確認の結果と意見を申し述べます。当該2つの農地の交換による所有権移転のため、令和7年12月28日にそれぞれ譲渡人、譲受人の立ち会いのもと、中嶋推進委員と私で現地確認を行いました。先代から引き継ぎ、耕作してきた双方の農地の登記名義が違うことに気づき、将来的なことを考慮し、登記整理されたいとのことで申請されました。双方の農地は、現在も綺麗に農地として活用しておられました。農地利用の最適化の推進に何ら支障ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続いて、区域番号31中嶋推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号31番中嶋です。勝井農業委員の説明のとおり、現地確認を行いました。譲渡人と譲受人両者の立会いによる現地確認及び農地の交換による所有権移転に双方が同意しておられますので、農地利用の最適化の推進に問題ないと考えます。ご審議よろしく申し上げます。

- 議 長 　ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委 員 　【質問等なしの声】
- 議 長 　ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号79について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 　【挙手全員】
- 議 長 　挙手全員でございます。  
よって、整理番号79については、許可することに決定いたします。
- 議 長 　続きまして、3条調書、整理番号80について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 　【挙手全員】
- 議 長 　挙手全員でございます。  
よって、整理番号80については、許可することに決定いたします。
- 議 長 　続きまして、3条調書、整理番号81について審議いたします。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 　整理番号81番について説明します。  
参考図は13ページから14ページまでです。  
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。申請地は不耕作であり、また高齢及び遠方に居住しており、耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから処分を検討していたところ、農地規模拡大を考える譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、新規認定農業者として近年認定を受け、経営拡大を図る農業者であり、計画的に作付面積を増やしながら、自身の栽培技術を生かし取り組まれる見込みであり、当該地でハウスによる野菜の栽培を行う予定です。  
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。
- 議 長 　3条調書、整理番号81については、議席9番勝井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番勝井です。3条調書、整理番号81番について、事務局の説明の通りですが、私からも現地確認との結果と意見を申し述べます。令和7年12月11日に、譲受人、譲渡人、前の耕作人、中嶋推進委員と私で現地確認を行いました。譲受人は新規認定農業者として農地拡大を計画的に目指して農地を探しておられました。寺庄にある不耕作地を地域の方の信頼を得ながら紹介してもらい、農地所有者へ積極的にアプローチされたところ、高齢で遠方に居住され、農地の処分に困っておられた譲渡人と合意し、今回申請されました。不耕作の農地が活かされる案件であり、ハウス野菜、ナスを栽培されると伺っております。また、周辺農地にも特に支障はないと考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 続いて、区域番号31中嶋推進委員、意見を願います。

担当推委 区域番号31番中嶋です。勝井農業委員と現地確認を行いました。また、若い農業者が新たに耕作されるとのことで、地域の方も喜んでおられます。したがって、農地利用の最適化の推進に支障ないと考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号81について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号81については、許可することに決定いたします。

議 長 続きます。3条調書、整理番号82については、3条調書、整理番号83と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号82番及び整理番号83番について説明します。  
まず整理番号82番の参考図は15ページから16ページまでです。  
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、譲受人と農地の所

有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、居所が申請地の隣接地にあり、当該地で果樹の栽培を行う予定です。勤務の傍らで、管理が行いやすい果樹栽培を選択し、身の丈にあった耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

続いて、整理番号83番について説明します。

参考図は先ほど同様に15ページから16ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は82番と同一人であり、相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、自己所有農地が申請地の隣接地にあり、これまでも譲受人の農地管理をされてきたところであり、今回、経営農地の規模拡大を検討する中で話がまとまったもので、当該地で水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、いずれの案件も農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号82及び83については、議席2番福永委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番福永です。3条調書、整理番号82番については、事務局の説明の通りです。譲渡人が遠地に居住し、高齢のため農地の管理ができないため、当該農地に隣接の居住者である譲受人が引き続き農地を耕作し、今後は果樹栽培されるとのことでした。また、整理番号83番も同様に、当該農地の譲受人が引き続き耕作されるとのことです。不動産業者立会いのもと、令和8年1月6日に現地確認を行い、農地利用の最適化の推進に支障はないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 続いて、区域番号32利田推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号32番利田です。3条調書、整理番号82番及び83番については、事務局と福永農業委員の説明の通りです。農地利用の最適化の推進に支障はないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号82について採決いたします。

す。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号82については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号83について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号83については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号84について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号84番について説明します。

調書は6ページ、参考図は17ページから18ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。これまで地域の営農組合が耕作されてきたものの、譲渡人は高齢により、今後の管理を見据えて土地処分を検討していたところ、譲受人との間で農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、自身が営農組合の構成員として、引き続き耕作をされるもので、当該地ではこれまで「どくだみ」などの薬草の作付けをされてきたことから、これを継続し栽培される予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号84については、議席2番福永委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番福永です。3条調書、整理番号84番について、令和7年12月21日に譲受人の立会いのもと、現地確認を行いました。従来から営農組合が管理している農地で、譲渡人が高齢によること、相続による受け手がない農地であることから、引き続き営農組合の構成員である譲受人が耕作されることとです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号34和田推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号34番和田です。現地確認の結果を報告します。畦畔法面の形状も保たれ、排水不良や崩落、ごみの投棄等の重大な問題や用排水にも支障はなく、また荒廃化しておらず、農地への農道も確保されておりました。これらのことから、農地利用の最適化に支障はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺ひします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号84について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号84については、許可することに決定いたします。

議 長 議案第138号については、以上であります。  
続きまして、**議案第139号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」**を議題といたします。

議 長 5条調書、整理番号38について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号38番について説明します。  
調書は8ページ、参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画図は21ページです。

申請地は、市街化調整区域内の第1種農地です。申請内容は、自己用住宅を目的とする農地の使用貸借です。当該申請地は、令和7年5月総会にて農用地から除外がされた箇所であるものの、概ね10ヘクタール以上の規模の一団農地の区域内にあることから、第1種農地となります。第1種農地は、原則転用不可ですが、今回は「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合は許可できる」とされた、例外的許可基準に該当します。計画によると、譲受人は現在官舎で生活しているものの、ライフステージの変化により手狭となり、新たな住居スペースが必要となってきたことから、配偶者の実家にほど近く、譲受人の親が所有する当該地を貸借し、建築面積320.75平方メートル、建ぺい率

41. 3パーセントとなる、住宅を建築されます。また、敷地北側には駐車スペースを確保されます。なお、全体農地の西側一部分に建築されることから、「一部転用」となり、調書の面積欄は内表記としていますが、東側の残地は引き続き農地として、これまでどおりの耕作をされることから、転用手続きに特段の支障はありません。造成工事については、盛土により行うものの、土砂が流出しないように、周囲は既設水路及びコンクリート構造物を設置されます。また、雨水排水については、既設水路を活かしつつ、前面道路側溝に接続し放流されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

今回の農地転用に際し、事業に要する資金は借入金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。事務局の説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号38については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番林田です。5条調書、整理番号38について、事務局の説明の通りです。林田推進委員と私が現地を確認し、排水関係も特に問題ないと判断しました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号3林田推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号3番林田です。事務局及び林田農業委員の説明の通りです。農地利用最適化の推進に特に支障はないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号38について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号38については、許可することに決定いたします。

なお、許可については、「都市計画法第29条」について別途手続き中であり、転用許可は「都市計画法」の許可と同日付けとなります。

議長 続きます。5条調書、整理番号39について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号39番について説明します。

参考図は22ページ、23ページ、土地利用計画図は24ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。申請内容は、記念碑の設置を目的とする農地の売買です。計画によると、譲受人は地域の森林組合の代表であり、当該地奥地に自身の山林も所有しているところ、今回、申請地にて先代の組合員への感謝と敬意を表するため、象徴となる石碑の建設を計画されました。現状、申請地は土質的にぬかるみやすく、耕作が難しいこともあって、この場所の活用を検討されていたところであり、石碑の他には、組合員の集合場所としても活用していくとのこと。造成工事については、整地作業後、砕石敷き均しをし、転圧処理されますが、周囲は張りコンクリートで打設されるため、土砂流出は見込まれません。また、雨水排水は、自然地下浸透処理のほか、前面水路に放流されることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議長 5条調書、整理番号39については、議席16番鍋家委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番鍋家です。5条調書、整理番号39番について、事務局の説明の通りです。令和7年9月15日に清水推進委員と現地確認を行い、申請者代理人から申請理由について聞き取りました。申請地は山田であり、現在、耕作はされていません。当該申請地に記念碑を設置される予定です。周囲の農地に影響はないと考えることから、許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。

議長 続いて、区域番号15清水推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号15番清水です。5条調書、整理番号39番について、事務局と鍋谷農業委員の説明の通りで、農地利用の最適化の推進に支障はないと考えます。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質

問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号39について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号39については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号40について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号40番について説明します。  
参考図は25ページ、26ページ、土地利用計画図は27ページです。  
申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。申請内容は、専用住宅を目的とする農地の贈与です。計画によると、譲受人は現在他所で生活しているものの、ライフステージの変化により手狭となり、新たな住居スペースが必要となってきたほか、将来の両親の世話を見据えて、実家にほど近い当該地にて、建築面積89.84平方メートル、建ぺい率34パーセントとなる、住宅を建築されます。また、敷地北側には駐車スペースを確保されます。現地がすでに雑種地であることから、特段の造成工事はなく、新たな土砂流出は見込まれません。また、雨水排水については、前面道路の側溝に接続し放流されるほか、周辺二方向は道路及び自己所有地及び山林であることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。  
今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金及び借入金とされ、金融機関の書類で確認しています。  
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号40については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。5条調書、整理番号40番について、1月8日、箭田推進委員とともに現地確認を行いました。申請内容については、事務局の説明の通りです。現地の状況及び周辺農地への影響等を確認した結果、特に問題は認められませんでした。また、今後も適切に土地の管理及び利用がなされるものと判

断しましたことから、当案件については承認して差し支えないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号18箭田推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号18番箭田です。事務局及び中本農業委員の説明の通りです。補足説明はありません。また、農地利用の最適化の推進に何ら影響を及ぼすものではありません。ご審議のほどよろしく申し上げます

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号40について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号40については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号41について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号41番について説明します。  
調書は9ページ、参考図は28ページ、29ページ、土地利用計画図は30ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。申請内容は、太陽光発電施設設置を目的とする、農地の売買です。計画によると、およそ981平方メートルの区域に太陽光発電施設として、太陽光パネル168枚、パワコン9台を設置されます。造成工事については、現況地盤を利用した不陸整正のみとし、切土及び盛土による土砂搬出はありません。雨水排水については、場内処理を基本とし、自然地下浸透処理とされる他、敷地周囲には安全対策として周囲にフェンスを設置し、草刈りを実施するなど保全対策をされることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満た

していると判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号41については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。5条調書、整理番号41について、1月7日、箭田推進委員とともに現地確認を行いました。申請内容は事務局の説明の通りです。現地の利用状況や周辺農地への影響については、支障ないものと判断しました。今後の管理体制につきましても、適切に行われるものと考えます。このことから、当案件については承認して差し支えないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 続いて、区域番号18箭田推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号18番箭田です。事務局および中本農業委員の説明の通りです。補足説明はありません。農地利用の最適化の推進に何ら影響はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺ひします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号41について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手多数】賛成15人、棄権2人

議 長 挙手多数でございます。  
よって、整理番号41については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号42について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号42番について説明します。  
参考図は31ページ、32ページ、土地利用計画図は33ページです。  
申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。申請内容は、資材置場及び倉庫を目的とする農地の売買です。計画によると、譲受人は申請地隣接地で自動車整備及び販売業を営んでおり、既存のスペースが車両及び設備品で飽和し

ているため、今回の申請地を新たな配置スペースとして確保されるもので、整備車両及びタイヤ等の資材を配置する他、それらを保管するためのコンテナを設置されます。現地がすでに土地利用されていることから、特段の造成工事はなく、新たな土砂流出は見込まれません。また、雨水排水については、自然地下浸透処理であるものの、これまで周囲への影響もなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号42については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。5条調書、整理番号42番につきまして、箭田推進委員とともに現地確認を行いました。申請内容については、事務局の説明の通りです。現地の状況及び周辺環境等を改めて確認するとともに、申請人が車両整備に関わる事業を適切に営まれている状況を確認しましたが、申請内容に特に問題は認められませんでした。今後も、適切な土地利用及び管理がなされるものと考えます。以上のことから、当案件については承認して差し支えないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号18箭田推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号18番箭田です。事務局及び中本農業委員の説明の通りです。補足説明はありません。農地利用の最適化の推進に何ら影響を及ぼすものではありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

寺田会長 事務局にお伺いします。顛末書は譲渡人が提出されたのですか。

事務局 顛末書は譲受人から提出されています。

議 長 ほかにご質問等はございませんか。

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号42について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号42については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号43について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号43番について説明します。

参考図は34ページ、35ページ、土地利用計画図は36ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の農用地区域内農地です。申請内容は、農業用加工工場及び附属施設にかかる駐車場、通路、作業スペース設置を目的とする、農地の賃貸借です。計画によると、譲受人は製茶業を主に営む農事組合法人であり、令和6年6月総会にて、碾茶工場の増築と熱源となるガス貯蔵所新設に係る5条申請をし、建築されましたが、もともとの駐車スペースを工場建設にあてがったことから、慢性的に駐車スペース並びに車両旋回するための通路が不足していた他、従業員の新規雇用も相まって、今回、そのスペースを確保されるものです。申請地は原則転用不可の農用地区域内農地ですが、農振法に規定する農用地利用計画において指定された用途の場合には、例外許可できることとされており、申請地は令和6年4月に農用地利用計画変更にて、農業用施設用地として用途変更されています。造成工事については、およそ10台程度の車両が駐車できるように砕石敷き均しをされますが、北側申請地はもともとハウス栽培地であるため、畑地であり、特段の土砂流出は見込まれません。雨水排水については、自然地下浸透処理とされますが、周囲が自己所有地に囲まれていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

今回、農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号43については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。5条調書、整理番号43について、事務局の説明の通りですが、私からも補足説明します。1月5日、申請者、中邨推進委員と私の3名で現地確認を行いました。以前、碾茶工場増築時に、駐車場がなくなり、従業員の車をどこに駐車するのか話し合ったところ、工場周辺がかなり広く、西にも東にも農道があり、私も推進委員も申請者も当時は納得しておりました。その後、従業員も増え、忙しい時期にはパートも雇用し、当初考えていた通りにはいかなかったため、今回申請されました。しかしながら、再度顛末書を提出することになったことについては申し訳なく、本人も反省しておられます。どうか今回の経緯についてご理解をいただき、ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号20中邨推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号20番中邨です。事務局及び奥村農業委員の説明の通りです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議 長 黄瀬農業委員。

黄瀬農委 議席番号13番、黄瀬です。奥村農業委員に質問します。当案件は、昨年度、5条申請が許可されました。比較的日子が浅い案件なので記憶に新しいのですが、事務局の説明のとおり、確か当時の申請状況も今回同様、駐車場利用に係る顛末案件であったと記憶しております。同一申請人から続けて顛末書が提出されることについては、事案の経過を踏まえて慎重な確認が必要と考えられるため、この点について、何か特別な事情があったのでしょうか。また、今回の申請について、再発防止に向けたご指導等をされたのかということについて、質問させていただきます。

議 長 奥村農業委員、説明をお願いします。

奥村農委 議席番号11番、奥村です。繰り返しになりますが、工場増設を計画した当時は、不足していた駐車場は工場敷地内で何とか確保できる見込みでした。事業が稼動するにつれ、生産活動の中で様々な作業スペースが必要になり、さらに新たな従業員も雇用する必要があったことから、申請地を利用されたと聞きました。しかしながら、黄瀬農業委員のおっしゃるとおり、同じ申請人の顛末案件が続くことはもってのほかであり、二度と同じことの繰り返しがないように指導したところです。農業委員としても、推進委員と連携し日頃の活動の中で、注意深く指導、観察をしていきたいと考えております。

議 長 他に何かご質問がございましたらお伺いします。議席番号13番、黄瀬農業委員。

黄瀬農委 今後、委員改選もありますので、次期農業委員への引継ぎをよろしく申し上げます。

奥村農委 当案件については、私からも次期農業委員に引き継ぎます。

議 長 ありがとうございます。続けて顛末案件になるのは稀なケースですが、次期農

業委員への引継ぎをお願いします。

他に何かご質問等ありましたら、お伺いします。

議長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号43について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号43については、許可することに決定いたします。  
議案第139号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第140号「甲賀農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第140号について説明します。

農用地区域内の農用地等の変更は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に影響を及ぼさないこと等の要件について「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項」の規定により、農業委員会の意見を聴くこととされています。

今回の変更は7件で、土地の所在・面積、変更の理由等については、調書の11ページから14ページのとおりです。計画見直しについては、当該地域の区長、農事改良組合長、農業委員において確認の上、申請されているものであり、全体では14ページ下段のとおり、除外が12万6,426平方メートルの計画変更です。

このうち、除外については、農用地の条件に適合しないことから除外するものと、何らかの利用目的があり、やむを得ないとするものの2種類があります。農用地条件に適合しない除外については、県及び市担当課が現地確認の上、判断されていることから、ここでは利用目的のあるものを中心に、抜粋して説明します。

対象地の位置関係は、事前にデータ配信しました、別冊「11条公告、甲賀農業振興地域整備計画書（農用地利用計画変更）（案）」の資料のとおりですので、併せてご覧ください。

最初に、調書11ページ、番号1番、付図A-1、サムネイル3ページ、4ページです。こちらは、水口町山地先において自己用住宅への進入路及び駐車場とするための除外予定地です。申請地に隣接して空き家があり、こちらを取得し利用するにあたり、従前の住人は個人地を通行して宅地に至っていたものの、今

後、県道側から敷地に接道して利用することを最適とし、進入路及び車両2台分の駐車場を整備する内容となっています。

次に、番号2番を飛ばして、調書13ページ、番号3番について説明します。サムネイル15ページ、16ページ、付図B-2であり、こちらは土山町大野地先において資材置場にするための除外予定地です。

本件は顛末案件であり、申請地西側で事業を行っていた先代事業主が資材置場として利用してきたもので、当時代替性がなく土地利用されたもので、実態に合わせて土地整理を行うために今回、申請があったものです。

次に、番号10番、4番を飛ばして、調書14ページ、番号8番について説明します。サムネイル19ページ、20ページ、付図D-2であり、こちらは甲南町宝木地先において自己用住宅にするための除外予定地です。農業者として承継し、今後申請地周囲の耕作を予定していく中、居宅から近く管理がしやすい環境である一方で、除外申請地は現在不耕作であり、水利を確保するためのポンプ施設も老朽化しているなど、継続的な農業利用が困難であることから、当該地を農家住宅とするための申請があったものです。

次に、番号9番について説明します。サムネイル2ページ、22ページ、付図E-1であり、こちらは信楽町黄瀬地先において道路及び駐車場にするための除外予定地です。

申請地の隣接居宅を購入し、電気設備業を営む事業者において、日頃使用するトラックなどの作業車両を配置するうえでスペース確保が必要となり、今回申請があったものです。

なお、途中割愛した番号2番、4番については、先ほど申し上げました、農用地条件に適合しないための除外申請となっています。主に荒廃、原野化の進行、獣害被害などにより、今後農地として積極的な活用見込まれず、かつ周辺農地の保全に影響がないものとされており、内容は調書に記載のとおりです。

また、番号10番は登記地目、現況地目ともに「宅地」のため、農地法の審議にかかりません。

農業振興地域整計画の変更についての、事務局の説明は以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等もないようですので、議案第140号について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、議案第140号については、市へやむを得ない旨の通知をいたします。  
議案第140号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。
- 事 務 局 報告します。  
調書は15ページから16ページ、参考図は37ページから39ページまでです。  
市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第4条の届出が1件、農地法第5条の届出が2件であり、集合住宅、駐車場等を目的とするものです。事務局の説明は以上です。
- 議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 議 長 ご質問等はありませんか。
- 議 長 報告案件は以上です。  
これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。
- 議 長 続きまして、協議・報告事項に入ります。  
最初に、事務局協議事項について、事務局からお願いします。
- 事 務 局 食農理解の推進・啓発活動の実施の流れについて、私吉澤から説明します。令和8年1月の総会において、将来の農地を見据えた食農理解の推進、啓発について説明した中で、令和8年度からの取り組みを想定し、必要な活動メニュー案を当事務局で作成し、2月の役員会及び総会でお諮りすることをお伝えしておりました。このことについて、過日の2月の役員会にてご審議いただき、役員の皆様にご承認を得ましたため、2月の総会にて協議させていただき流れとなりました。  
これに先立ち、事務局及び関係機関との事前打ち合わせの中で、毎年4月から5月に保育園などで年間行事予定を配布されることから、前年度中に協力依頼を行うことや、活動の目的や流れ、内容を整理した活動メニューなどを作成し、所管課へ事前に協力申し出しておくことが必要であることを確認しておりました。このため、年度末に差しかかる時期ではありますが、4月以降に円滑に啓発活動を開始するため、前年度中に委員の皆様にご協議いただき、総会で承認を得た後、保育幼稚園課や子育て政策課などの関係課への依頼につなげていきたいと考

えております。

そこで、本日の2月総会の協議資料としまして、別紙「食農理解の推進・啓発活動の実施の流れ（案）」を事務局で作成しました。

それでは、資料に沿って私の方から説明をさせていただきます。

まず初めに、依頼の受付から活動実施までの流れにつきましては、資料の図をご覧ください。関係機関からの相談依頼は事務局で受け付け、実施希望日や場所、年齢、別紙メニューからご希望のメニューの聞き取りを行います。依頼の受付は、原則として実施の2ヶ月前までに行うことを想定しております。その後、直近の役員会・総会で、委員の皆様へ依頼内容をお伝えし、出席可能な委員の調整、可能な場合は役割分担を決めていただきます。活動実施の約1ヶ月前までに事務局から関係機関へ出欠の可否を連絡します。また、出役が可能な場合は、直接出役者と関係機関との間で、当日の活動内容や時間配分、留意事項など最終確認していただきたいと考えております。当日は、委員による啓発活動を実施し、活動後は、翌月の5日までに農業委員会活動記録簿を作成いただき、事務局へ報告いただく流れとなっております。

次に、活動実施にあたっての注意事項です。まず1つ目、当活動はあくまで農業委員活動の一環として、保育園、学童などの関係機関からの依頼に基づき協力するものです。2つ目、活動の主体は関係機関であり、委員が主導するものではありません。3つ目、委員の役割は農業や農地についてのお話、説明、紹介が中心となります。4つ目、作業につきましては見学が基本となります。5つ目は、農機具や重機を使用する作業、技術指導、長時間作業は行いません。6つ目、教育、保育、指導行為には踏み込まず、啓発や理解促進の立場を守ることとします。7つ目、子どもの安全管理や進行は、関係機関の職員が行うこととしていきます。8つ目、当日の内容や時間役割は、事前に調整された範囲内で対応の方をお願いします。9つ目、活動後は、農業委員会活動記録簿にて活動内容を報告していただきます。その場合の項目は、5-4になります。

続きまして、各関係機関向けのメニュー一覧を作成しました。2ページ目は保育園向けのメニュー、3ページ目は学童向けのメニューを、事務局で案として作成しました。こちらは、子どもの年齢に応じ、絵本の読み聞かせと簡単な農業についての話、農業体験時の説明、園の活動に協力にできる農家や体験先の相談など職員向けのつなぐお手伝いの3つのメニューを想定して作成しております。また、無理のない時間設定と内容となっております。活動時間は概ね15分から30分程度を基本とし、最終的な内容は関係機関との事前相談で調整していただきたいと考えております。

以上が事務局で整理しました、食農理解の推進・啓発活動の実施の流れの案でございます。

なお、本案に基づき、年度内に方向性をご承認いただくことで、新年度開始前に保育園などの関係機関へあらかじめ協力依頼を行うことが可能となり、4月以降の啓発活動の開始を円滑に進めることができます。

本日の総会でご承認をいただきましたら、年度内に必要な事前調整を行った上で、来年度に向けた準備を進めて参りたいと考えております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの協議事項の説明の件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議長 勝井農業委員。

勝井農委 はい。議席番号9番、勝井です。今回の活動に使用する絵本について、ご提案があります。以前、女性農業委員対象の研修会の中でご紹介いただいた絵本があり、委員活動の啓発の教材として使用できればいいなど、女性農業委員全員が共通で感じた絵本2冊があります。これらの絵本は、作物が育ち、食卓へ届く過程や、農業と日々の食事との関わりをやさしい言葉と親しみやすい挿し絵で表現した内容であり、幼少期の子供たちにも理解しやすく、農業を身近に感じてもらえるきっかけづくりに適した内容となっています。絵本の読み聞かせを通して、食べ物はどこから来るのか、農地や自然の大切さや生産者の存在などを伝え、将来の農地利用や、地域農業への理解を深めることを目的として、保護者や保育関係者にも農業や食の大切さを共有し、家庭や地域での継続的な関心につなげていけたらと思う内容になっております。本日のこの機会にこの絵本を教材として使用することについて、委員の皆様にご提案します。

議長 ただいま事務局並びに勝井農業委員の説明がありました件について、ご質問等がありましたらお伺いします。

事務局 事務局から補足説明ですが、勝井農業委員の方からご提案ありました絵本については、以前より女性農業委員からこの絵本を使用して広報活動をしたい旨、事務局の方でも伺っておりました。事務局から絵本の製作団体に、非営利で農業委員会として啓発活動のみに使用する前提で打診しましたところ、使用について許諾をいただいております。ただし、製作団体からは著作権は放棄していない旨の説明もあり、現在許諾の範囲について相互の共通理解の確認をしております。確認が取れ次第、遵守事項として、事務局で整理させていただき、改めて委員の皆様にご周知しますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。また、今後農業委員会として、啓発活動で使用する絵本などの教材が新たに増える場合もございます。その場合は、著作権など権利関係の整理が必要となりますため、事務局において、内容や使用方法などを確認し、委員会活動として使用の可否を整理した上で、役員会及び総会にて協議させていただきたいと考えております。なお、来年度は初年度となることから、農業委員会から関係機関へ周知する際に、現時点で許諾いただいているこの絵本2冊を使用して絵本の啓発活動をさせていただきた

い旨、説明をさせていただきたいとも考えております。以上です。

議 長 はい。何かご質問がありましたら、お願いします。  
ご質問もないようでしたら、この件についてご承認いただけますか。

議 長 はい。ご承認いただけたということで、協議事項は以上です。

議 長 続きまして、事務局報告事項について、順次、事務局からお願いします。

事 務 局

- ・常設委員会結果報告
- ・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
- ・農地の経営改善計画認定審査結果報告
- ・賃借料報告
- ・経過と予定について
- ・その他

議 長 報告事項は以上です。

議 長 ここで、総会全体を通じて、ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 奥村農業委員。

奥村農委 議席番号11番、奥村です。県農業会議常設審議委員会における許可案件については、総会で報告していただいているため、農業委員には情報共有されていますが、担当区域の推進委員へは後日事務局から報告していただいているのでしょうか。

事 務 局 この件については、許可後の翌月の総会にて報告しているのみであり、担当区域の推進委員へ直接報告はしていませんでした。ご指摘のとおり、担当区域の推進委員へ個別に報告をすることは可能であるため、いかがいたしましょうか。

奥村農委 特に土山地域は当該案件が大変多く、許可後1年や2年で着工できればよいが、着工されない場合などは推進委員による定期的なパトロールが必要であるため、今後、許可後は担当区域の推進委員へ報告していただきたい。

事 務 局 ご意見いただき、ありがとうございます。今後は担当区域の推進委員へ報告いたします。

議 長 他にご質問等はございませんか。

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。